

# 区画整理ニュース

～ つなげよう 未来の旦過市場へ ～

【発行】北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室  
〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35

電話：093-511-7123 / Fax：093-511-7120  
E-mail：ken-kantaketanga@city.kitakyushu.lg.jp

## 旦過地区土地区画整理審議会が設立されました

旦過地区土地区画整理審議会が令和3年7月12日付で設立されましたので、委員の皆様をご紹介します。

審議会の委員は、事業区域内の宅地所有者及び借地権者の代表者と学識経験を有する者の計8名で構成され、委員の任期は令和3年7月12日から5年間です。

審議会は、仮換地の指定などについて意見を述べるとともに保留地の決定などについて同意を行う権限を有しています。

市は審議会を通じて区域内の権利者の意見を反映させ、事業を公平かつ適正に進めてまいります。

※選出区分ごとに50音順・敬省略

### 選挙で選出された委員（6名）

宅地所有者（4名）	借地権者（2名）
小倉かまぼこ株式会社	小倉中央市場協同組合
合資会社三天堂	有限会社原商店
旦過都市開発株式会社	
株式会社ゆめマート北九州	

### 市長が選任する学識経験を有する委員（2名）

土地区画整理法に基づき、市長が選任する土地区画整理事業について学識経験を有する委員は下記のとおりです。

氏名	役職
寺島 伸一	公益財団法人区画整理促進機構 企画部長
福山 ミツエ	福山ミツエ一級建築士事務所 所長

神嶽川旦過地区整備室では、関係者の皆様に、事業についての情報提供等を行っております。質問等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

北九州市 建設局 河川部 神嶽川旦過地区整備室  
【電話：093-511-7123】

## 区画整理事業の進め方

1 都市計画決定（令和2年3月30日）

2 事業認可・事業計画決定（令和3年2月10日）

3 権利申告等 各種手続き

4 土地区画整理審議会の設置（令和3年7月12日）

5 換地計画案の作成 意向調査などを反映して、換地計画案を作成します。

6 換地計画の縦覧・決定 2週間の縦覧後、土地区画整理審議会の意見を聴いて換地計画を決定し、関係権利者に通知します。

7 建物等の移転調査、補償金の算定

市が委託した専門の補償調査会社が、順次、調査を行います。調査は建物内に入って行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

8 補償金の説明・協議、補償契約の締結

補償対象者毎に補償額を説明し、補償について合意すると市と補償対象者との間で、補償契約を締結します。

9 仮移転の実施、建物解体撤去

仮移転や建物等の撤去を行っていただきます。（一部、市が解体工事を行います）

10 工事の実施 市が施設整備工事（立体建築物、道路等）を行います。

11 使用収益の開始 工事が完了した後、市が使用収益開始日（利用開始日）をお知らせします。

12 換地処分・土地、建物の登記 換地処分に伴う土地・建物の登記を行います。

13 清算金の徴収・交付

換地計画（清算金明細書）で定められた清算金の徴収・交付を行います。

14 事業の完了